



青整企第 209 号  
平成23年 1月12日

社団法人青森県建設業協会会長  
青森県採石事業協同組合連合会会長 殿

整備企画課長  
(公印省略)

捨石に係る取扱いについて

標記については、昭和63年7月8日付け青工検第100号「捨石に係る原石山の立会い等の運用について」にて通知したところですが、下記のと通りの取扱いとしますので、参考までに送付します。

なお、昭和63年7月8日付け青工検第100号は廃止します。

記

1. 監督員は、原石山から採取された見本石と使用される捨石を施工検査等（段階確認）において目視により対比し、形状及び品質を確認する。
2. 請負者は、原石山から工事・規格ごとに1個以上見本石を採取する。この場合、見本石の大きさは、特記仕様書等で指定した重量付近とする。  
ただし、捨石の規格が30～200kg/個のように範囲のあるときは、規格の上・下限値付近の捨石を各1個見本石として採取するものとする。
3. 請負者は、見本石を施工現場付近に置くことを原則とし、離岸堤等の海上工事の場合は作業船等上に置くものとする。
4. 請負者は、見本石を施工検査（段階確認）修了後に適宜処分するものとする。
5. 同一年度において、当初発注工事の施工中に追加工事が発注され、当初発注工事と追加工事の請負者が同一で、使用する捨石の原石山が同一の場合にあたっては、追加工事の見本石の採取を省略することができる。

<適用開始時期>

平成23年4月1日以降施工する工事から適用する。

整備企画課 企画・指導調査グループ  
TEL：017-734-9644  
FAX：017-734-8184



# 1. 港湾・海岸工事等での、捨石の承認等に関する監督体制

公的機関 : 青森県工業試験場

準ずる機関 : 弘前大学・八戸工業大学・建設技術センター

